

契約条項

第1条 甲は、車両所有者の印鑑証明、委任状、譲渡証明書、有効期限内の自動車納税証明書、リサイクル券、その他車両の登録名義の変更手続きに必要な書類を、甲の責任において完備し、本契約書記載の書類引渡日迄に乙に引渡すものとする。

第2条 車両の自賠責保険は甲の責任において当該年度分まで完納されていることを前提とする。万一完納されていないときは未払い分甲の負担とする。

第3条 車両の自動車税は甲の責任において当該年度分まで完納されていることを前提とする。万一完納されていないときは未払い分甲の負担とする。

第4条 甲が乙に対して、第1条記載の名義変更に必要な書類の引渡しを完了した後は車両の名義変更については、乙が一切の責任を負うものとする。

第5条 1、甲は車両につき、その使用状況、品質、修復の有無及び程度を誠実に申告しなければならない。

2、甲は売買契約書に所要を正確に記載、申告し、虚偽の記載及び誤記入、記入漏れ等無い様に注意すること。万一、虚偽の記載、誤記入、記入漏れ等により発生する問題の責任は甲が負うものとする。

3、特に、修復歴の有無の記入欄は、そのいずれかであるか正確に○印をつけることを要するものとする。尚、事故による修復歴の定義には財団法人自動車公正取引協議会の規約に準ずる。

4、甲は売買契約書に誤記入等を発見した場合は直ちにその旨を乙に報告し訂正しなければならない。

第6条 甲が、乙に対して、車両の引き渡しをせず、又は第1条記載の名義変更に必要な書類の引き渡しを完了しない場合は、乙は、甲に対し、ご催告の上契約解除出来るものとする。

それにより損害が発生した場合、その損害を請求することがあります。

第7条 本契約締結日から契約車輛引渡日までの間に契約車輛に破損等変化が生じた場合は、乙は本契約を解除できるものとする。

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に疑義が生じた事項がある場合には、民法その他関係法令を適用して、甲・乙は誠実に協議し、解決するものとする。

第9条 甲の都合による本契約の解除により、乙に損害が生じた場合は、甲に対しそれにより生じた損害を請求することがあります。